

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 2 項	事業計画策定前の土地区画整理組合の設立の認可	市街地整備課

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 21 条第 1 項、第 2 項及び土地区画整理事業運用指針（平成 13 年国都市第 381 号）に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、50 日とする。